

令和5年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち  
農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）に係る追加要望調査の概要

1 趣旨

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援するため、要望調査を実施します。

2 要望調査対象事業

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）における農山漁村発イノベーション整備事業のうち産業支援型事業を対象とする。事業の詳細については農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）実施要領（以下「実施要領」という。）を確認すること。

|              |   |
|--------------|---|
| 事業実施主体       | 総合化事業計画（注1）又は農商工等連携事業計画（注2）の認定を受けた農林漁業者の組織する団体、農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者であって、資金の貸付又は出資を受けて事業を実施する者   |
| 事業内容等        | <p>(1) 農林水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設</p> <p>(2) 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設</p> <p>(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能。再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、上記施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の6次化施設に追加して設置する場合も支援する。</p>   |
| 交付額算定<br>交付率 | <p>(1) 定額、3/10以内</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する事業については、定額、1/2以内とする。</p> <p>① 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により、都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業</p> <p>② 市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める事業</p> <p>③ 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障害者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>活困窮者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けた者をいう。以下同じ。）を新たに雇用（本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する場合に限る。）することが定められており、かつ、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく認定若しくは同法第6条の規定に基づく変更の認定又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは同法第5条の規定に基づく変更の認定を受けた日から起算して2年を経過する日までに障害者等を雇用することが確実であると認められる事業</p> <p>(2) 事業実施主体に交付する交付金の額の算定の方法は、次の①から③までに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。ただし、交付金の上限額は原則1億円とする。</p> <p>① 交付対象経費に10分の3（(1)のただし書に該当する場合は2分の1）を乗じて得た額</p> <p>② 交付対象経費に充てるための実施要領の第3の2の資金の額</p> <p>③ 交付対象経費から②の額及び地方公共団体等による助成金の額を控除して得た額</p> <p>(3) 次の①から③までに掲げる要件を全て満たす場合には、(2)のただし書きにかかわらず、交付金の上限額は2億円とする。ただし、1億円を超えて上乘せすることができるのは、業務用需要に応じた一次加工品等の事業者間の取引（以下「BtoB」という。）において、取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限るものとする。</p> <p>① 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に定める目標年度において、本事業におけるBtoBに供するものの取扱量又は取扱金額が50パーセントを超える計画であること。</p> <p>② 取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費が明確であること。</p> <p>③ 事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCPに関する第三者認証を取得することが明記されていること。</p> |
| 採択基準 | <p>〈必須事項〉</p> <p>(1) 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。</p> <p>(2) 実施要領の第4の1の費用対効果分析は、費用対効果算定要領に定めるところにより行うものとし、この費用対効果分析の結果が当該要領の基準を満たしていること。</p>  |

- (3) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（令和3年2月16日農林水産省決定）に係るチェックシートを活用した取組の点検を実施していること。
- (4) 農林漁業者の組織する団体による取組においては、本事業で扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等（(1)に定める規約その他の文書に記載のある農林漁業者等をいう。（5）において同じ。）が、目標年度までに50パーセント以上（取扱量又は取扱金額）の生産を行うこと（事業実施主体の構成員等が生産する場合を含む。）。
- (5) 農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組においては、中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50パーセント以上（仕入量又は仕入金額）を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50パーセント以上（取扱量又は取扱金額）を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること。

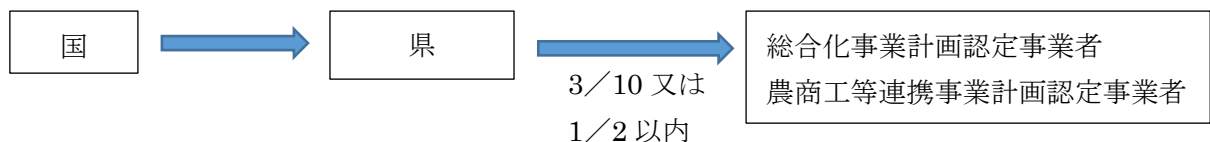
〈考慮すべき事項〉

- (1) 目標年度において、本事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。
- (2) 整備を予定している施設が、その性能及び規模等に鑑み、成果目標の達成に向け適切なものであること。
- (3) 利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であると認められること。
- (4) 事業実施主体の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (5) 整備を予定している施設で加工された製品の販売（販路）等に関する計画が明らかになっていること。
- (6) 事業実施主体の直近3年の決算において、原則として、経常損益が3年連続の赤字となっておらず、かつ、直近1年の決算において、債務超過（貸借対照表の負債の合計額が資産の合計額を上回り、純資産の合計額が負数となった状態をいう。）となっていないこと。
- (7) 事業規模（施設等の整備に要する経費）が1億円以上となる本事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。

発電施設等の単独整備を実施する場合にあっては、上記〈必須事項〉及び〈考慮すべき事項〉については適用しない。

(注1) 総合化事業計画：六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画

(注2) 農商工等連携事業計画：農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画



### 3 要望期限及び提出物

(1) 要望期限

令和5年6月30日(金)

(2) 提出物

別紙様式第1号「事業実施計画書」(添付書類を含む。)

### 4 その他

上記要望期限以降であっても、国の予算がなくなるまで随時要望できますので、御相談ください。